

工事名：西日野町（西日野町汚水MP2）マンホールポンプ設備工事

平成28年度

四日市市上下水道局

第1章 総則

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等により施工する。
2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。ただし、工事請負代金額が5百万円以上2千5百万円未満の工事については、受注、訂正時のみとする。
受注時は、契約後10日以内とする。
完成時は、工事完成後10日以内とする。
登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。
5. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
6. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
7. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
8. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
9. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
10. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
11. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
12. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しなければならない。

13. 受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることが証明ができるものを添付）を提出し本局の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。

14. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要なに応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に 14 日以上加えた期間とする。

15. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

16. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。

17. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

第 2 節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。

- ・既存機器の状況を把握すること。

- ・既存設備の部分更新であるため、既存設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。

- ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。

2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。

4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。

5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。

6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第 3 節 提出書類

1. 承諾申請図書 2部

2. 工事写真 1部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさにA4用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

4. 完成図書

(1) 内容

一般図（全体平面図） CADデータを含む

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図 CADデータを含む

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

(2) 作成要領

A4判製本（折込） 2部

黒厚表紙（金文字）

電子ファイル（CD等） 2部 厚さ10mm程度のケースで提出

（A4判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。）

ただし、完成検査時は、A4判製本（折込）の黒厚表紙（金文字）はパイプ式ファイル等で作成し、認定後にすみやかに提出してもよい。また、同様に電子ファイル（CD等）についても、認定後にすみやかに提出としてもよい。

第4節 工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

(特に本局が指示した場合は省略することができる。)

第5節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、本局が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第6節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第7節 環境配慮事項

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第8節 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第9節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第2章 一般仕様

第1節 工事目的

本工事は、西日野町（西日野汚水 MP2）マンホールにポンプ設備を設置するものである。

第2節 総則

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書及び図面等により施工する。

なお、本仕様書に記載されない仕様等については、日本下水道事業団「電気設備工事一般仕様書・同標準図」及び「機械設備工事一般仕様書」、「機械設備標準仕様書」、「機械設備特記仕様書」によるものとする。

第3節 工事概要

本工事は、マンホールポンプ設備に係る、機械設備工事及び電気設備工事を施すもので詳細は本特記仕様書及び参考図等によるものとする。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上、所定の配線配管工事他を行うものとする。

第4節 共通事項

1. 一般事項

機器は、機器特記仕様、図面及び本章によるほか電気設備標準図及び機械設備一般仕様書に準拠して製作する。なお、規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本工業規格（J I S）
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (5) 内線規程
- (6) 電力会社供給約款
- (7) その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

第5節 電気方式

1. 使用回路電気方式（電圧は公称電圧を示す）

動力回路：交流3相3線式 200V 60HZ

電灯回路：交流単相2線式 100V 60HZ（定額電灯）

原則として、上記の回路方式とするが、その他特に必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。

2. 単 位

基本単位、誘導単位及び補助計量単位は計量法によることを標準とする。

3. 使用状態

(1) 標 高 300m以下

(2) 周囲温度 最高 40℃

(3) その他

製作・施工に当たっては、現地を充分調査し適切に対応するものとする。

第3章 西日野町（西日野汚水 MP2）マンホールポンプ設備工事

第3-1章 機器仕様

第1節 マンホールポンプ設備

1. 使用目的

本ポンプは、マンホール内に流入した汚水を揚水するものである。

2. 仕様

型式	水中汚水汚物ポンプ	(着脱式スカム防止型)
	異物通過径100%	
ポンプ口径	φ80mm	
吐出量	0.373m ³ /min	
全揚程	11.77m	
電動機出力	2.2kW	
周波数	60	Hz
電圧	3Φ200V	
台数	2	台

3. 構造概要

本ポンプは汚水を揚水するためのもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。

ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とすること。また、予施回槽と組み合わせて使用することを考慮すること。

4. 各部の構造

- (1) ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。
- (2) ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度ならびに腐食・摩耗を考慮した良質の製品とする。ケーシングは分解、組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取付けられたままで上部に取出せる構造とすること。
- (3) 羽根車は良質強靱な製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。羽根車は、平衡を十分とると共に、表面を滑らかに仕上げること。
- (4) 主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよび振り振動に対しても十分な強度を有すること。
- (5) 軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物がモータ内に

浸入しないよう中間に油を密封した二段構造とすること。また、シール等の取替えは容易に行える構造とすること。

(6) 回転部重量および水カスラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑が出来る構造とすること。

(7) 配管との接続フランジ寸法は、JIS 10K に準ずること。

5. 使用材料

ケーシング	FC200 以上
羽根車	SCS13
主 軸	SUS403 または SUS420J2
着脱装置	SCS13

6. 保護装置

(1) 異常温度上昇を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。

(2) 油・水がモータ部に浸入しないよう浸水溜まり室を設けること。浸水溜まり室はモータ室とメカニカルシール室から独立した構造とする。

(3) 浸水溜室には浸水検知器を内蔵すること。また外部出力ができること。

7. 試験、検査

ポンプの検査は、日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書に基づいて行なうものとし、製作工場にて組立完了後 JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

8. 据 付

据付にあたっては、水準器等によって、正確に芯出し調整を行なうこと。動力ケーブルはポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとし、制御盤端子台以外での接続は原則として、行わないものとする。

マンホール内にはケーブルおよび吊上げ用チェーンの支持金具 (SUS304) を取付けること。

9. 付属品 (1 台につき)

水中ケーブル (制御盤まで)	1 式
吊上用チェーン (SUS304)	1 式
ポンプ着脱装置 (ガイドパイプ SUS304 付属)	1 式
基礎ボルト、ナット (SUS304)	1 式

空気抜弁、空気抜き管（SUS25A、SCS 製）	1 式
吸い込みノズル	1 式
メカニカルシール	1 式
その他必要なもの	1 式

10. 塗 装

日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書の塗装仕様に準ずるものとする。

第3－2章 材料仕様

第1節 逆止弁

1. 使用目的

本弁は、ポンプ吐出側に設けポンプ停止時の逆流を防止するものである。

2. 仕様

形式	ボール式
口径	φ80 mm
台数	2台
フランジ規格	JIS10K

3. 主要部材質

弁箱	SCS13 相当
ボール	NBR 相当

第2節 吐出弁

1. 使用目的

吐出弁は、ポンプ吐出側に設けポンプ等のメンテナンス時に使用するものである。

2. 仕様

形式	ボール弁
口径	φ80 mm
台数	2台
フランジ規格	JIS10K

3. 主要部材質

弁箱	SCS13 相当
弁棒	SUS304 相当
弁体	SUS304 相当

第3-3章 複合工

第1節 予旋回槽仕様（材工共）

マンホール内のスカム及び堆積物を残さず回収できる構造であること。

サイズ マンホールに適合するもの

材質 FRP製 $\phi 1500$ 用

内部モルタル充填

付属品 流入バッフル3カ所（SUS304・t=1mm以上）

流入バッフルを汚水流入部に設置すること

第2節 基礎工

制御盤基礎築造工 1式

電気制御盤の基礎は、地上より300mm以上の高さとし、根入れ深さは500mm以上する。

基礎コンクリートは、基礎碎石のうえ、捨てコンクリート打設後、引込柱を巻き込んで築造するものとする。

第3-4章 電気設備仕様

第1節 動力制御盤

1. 仕様

盤名称 ポンプ制御盤
形式 屋外自立形（前面扉、操作小扉有）
構造等 防雨形（スペースヒータ付・サーモ有）
盤内照明付（ドアスイッチ有）
材質 外箱：SUS304 部品取付板：鋼板

受電 1Φ2W 100V
3Φ3W 200V

2. 規格 JEM-1265

3. 構造

形式 CX以上
盤の各部の鋼板の厚さは下記以上とする。
箱体 2.0mm
扉 2.0mm
屋根 2.0mm
部品取付板 2.3mm（鋼板）

4. 付属品

基礎ボルト 1式（ステンレス）
ランプ 各種1個
ヒューズ 取付け数の100%（予備品）
補助継電器 取付け数の5%（最低1個）（予備品）
タイマ 取付け数の5%（最低1個）（予備品）
換気ファン 1式（予備品）

5. 一般事項

- （1）各機器の付属品は、設計図書に記載されているもののほか、運転上及び保守上必要とするものは具備すること。
- （2）付属品は、長期間の保存に適するようプラスチックケースに収納するなどし

て厳重に包装し、付属品リストには、内容品の種類及び数量を注記するほか、保管上の注意事項を明記すること。

(3) 各設備ごとに整理箱等に整理し、納入すること。

- ア. 盤の寸法は、図面又は機器特記仕様を参照し承諾図において決定する
- イ. 盤の仕上がり面及び側面板には、止めビス等が出ない構造とすること
- ウ. 盤には運用上及び保守上必要とするものは具備するもの。
- エ. 防雨構造とし、直射日光による温度上昇を考慮した構造とすること。
- オ. 屋根は、正面が高く背面が低い片流れ式とすること。
- カ. 監視窓は、網入又は強化ガラスとし、扉を開けずに盤内取付の計器を監視できること。
- キ. 扉の把手を備え、その開閉を頻繁に行なっても容易に破損するおそれの無いものとし、原則として、共通キーで施錠する構造とすること。
- ク. 蝶番は、ドアが片下がりしないよう十分な強度を有し、裏蝶番を使用すること。
- ケ. ドアストッパーを取り付けること。
- コ. 盤内収納機器保護のため換気ファン（サーモ付き）と換気口を設け、環境条件範囲内に盤内の温度を保つ構造とすること。
- サ. 底板を設けること。
- シ. ケーブル穴カバーは、難燃性で十分な強度をもち、かつケーブル損傷を与えないものとする。
- ス. 線番号等は全体計画を勘案して効率よく、かつ合理的に立案すること。
- セ. 盤の名称銘板及び盤番号銘板は合成樹脂製とし、その取付は原則としてステンレス製ビス止めとする。なお合成樹脂の伸縮を考慮すること。
- ソ. 盤の上部吊り金具は、原則として据付後に取外しボルト穴はふさぐものとする。なお、取外した吊り金具は、納入すること。
- タ. 盤内収納機器は、保守点検が容易にできる配置であること。
- チ. 維持管理上タイマ等調節の必要な機器は、操作しやすい位置に設置し、用途名称の添付及び設定値を明記すること。
- ツ. 端子台は、ケーブル接続時の端末処理及び整線が適切に行なえる取付位置とすること。また、端子台に接続する圧着端子は、原則として丸型端子を使用すること。
- テ. 制御回路
 - ① 制御回路に用いる電線は原則として 1.25mm^2 より線(JIS C 3307又はJIS C 3316) 以上を使用すること。
 - ② 配線の固定部は、金属部分が配線を直接押圧しない構造とすること。
 - ③ 配線の端子部には、原則として丸型圧着端子を使用し、端子圧着部とり

ード導体露出部には絶縁被覆をかぶせること。

- ④ 配線の分岐は必ず端子部（器具付属の端子を含む）で行ない、端子1ヶ所にて行なうこと。
- ⑤ 配線の端子接続部分には配線記号を付すか又は配線記号を付したマークバンド又はチューブを取付けること。なお、マークバンドは容易に脱落しない構造であること。
- ⑥ 電線被覆の色別は下記のとおりとする。
 - 一般 : 黄
 - 接地線 : 緑

- ト. 逆相、欠相、過電流等の保護を行うための保護リレーを設けること。
- ナ. 主回路、制御回路、の負荷電流（容量）を確認すること。
- ニ. 配線用遮断器等のトリップ値は、ケーブル等の許容電流以下とすること。ただし、電動機等の負荷の場合は、監督職員と協議すること。
- ヌ. 計器用変流器、変圧器は、負荷（定格）電流に対する余裕、過電流強度等を考慮し適正な容量とすること。
- ネ. 電流計(アナログメータ)、水位指示計(アナログメータ)、運転時間計を取り付けること。
- ノ. 付属器具

① 制御用スイッチ

- A) 制御用スイッチは、ねん回形及びボタン形とし、把手の形状及び操作の規定は JEM-1137、JIS C 4520 を原則とする。
- B) ねん回形スイッチの可動接点は、耐磨耗性、耐アーク性のある誘導率が良好な金属を使用し、接触圧力に経年変化を生じない他力接触式（スプリングは耐錆性）のものであること。

② 端子台

- A) JIS C 2811によるものとし、各端子間には、隔壁を設けることを原則とする。なお、制御用端子台は全端子数の10%以上の空端子を設けること。
- B) 端子台には、着脱可能な難燃性透明カバーを設けること。
- C) 盤には発電機電源ケーブル引込口、発電機電源ケーブル接続用の端子を設ける。また、商用電源と発電機電源を同時に投入できない構造とする。

③ 電磁接触器

電磁接触器の耐久性は次に示す性能以上とする。(JEM-1038)

開閉頻度	1号
機械的開閉耐久性	1種
電氣的開閉耐久性	1種

④ 表示灯

- A) 盤内球種は、LEDランプとすること。
- B) LEDの交換は、原則として容易に交換できる構造とする。
- C) 集合表示灯で一灯表示式のものについては、ランプチェックができること。

6. 塗 装

- (1) 盤内外面共ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂の全つや仕上げとする。
- (2) ハンドル把手は塗装等を施し錆が発生しないよう処理すること。ハンドル把手塗装はポリウレタンクリアラッカーの透明仕上げとする。
- (3) 1及び2項により難い場合は同等以上のもので耐蝕にすぐれた塗装等を使用すること。
- (4) フレームその他の鉄部分はボンデライス、パーカーライスなど十分な下地処理を行ったうえ、下塗り（1回）、仕上塗り（1回）を施すこと。
ただし、焼付塗装以外の方法による場合は、上記のうち仕上塗りを2回とし、内1回は、現地組立据付後行うことができる。
- (5) 塗色は、特に指定するもののほかは下記を標準とする。

5 Y 7 / 1

7. 非常通報装置（コルソス CSDJ-B 相当品）

本装置は、ポンプ制御盤内に設置し、NTT 一般加入回線を使用して、警報を発するもので通報先の自動切換及び呼び出しの繰り返し動作を行う。

付属品

電話機

メーカー標準付属品

8. ポンプ運転概要

ポンプは自動交互運転とし、故障時は自動飛越運転を行う。水位上昇時は2台同時運転を行う。自動停止の際は停止レベル確認後、タイマにより一定時間経過してから停止する。投込み式水位計が故障し、水位上昇した場合は、バックアップ用浮子転倒式スイッチ（運転、停止、警報用）で運転できること。

第2節 計装設備機器

1. 投込圧力式水位計

数 量	1 組
取付方法	盤内取付
発信器材質	受信部：SUS316 または 316L 接液部：SUS304 または 316
測定方式	圧力式
測定範囲	0～約 5 m
測定対象	汚水
電 源	1 Φ 2 0 0 V
接点出力	6 点以上
水位出力	D C 4 ～ 2 0 m A
機器構成	
検出器	1 台
変換器	1 台
検出器吊下チェーン (SUS 製)	1 式
検出器中空ケーブル	制御盤まで (必要な余長を含む)
その他必要なもの	1 式

2. 浮子転倒式スイッチ

数 量	3 個
形 式	転倒式
電 圧	1 Φ 1 0 0 V
使用目的	ポンプ運転制御及び高水位警報用
設置場所	汚水マンホール
測定対象	下水 (汚水)
付属品	専用ケーブル (制御盤まで) (必要な余長を含む)

第4章 工事仕様

第1節 工事概要

本工事は、西日野町(西日野汚水 MP2)マンホールポンプ設備工事を行うものである。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、また、他工事である、西日野汚水管渠工事等とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する機器を製作し、現地に据え付けるものとする。

工事は関係法規に準拠し、電氣的、機械的に完全、かつ、美麗にして耐久性にとみ保守点検が容易なように施工すること。また、環境に配慮した工事施工に努めること。

第2節 工事範囲

1. 機器等の製作及び据付工事

- (1) 第3-1章機器仕様、第3-4章電気設備仕様に記載の機器の製作・据付工事。
- (2) 第3-2章材料仕様に記載の材料の据付工事。
- (3) 第3-3章複合工に記載の工事。
- (4) 据付は他機器との取り合いを十分に考慮し、所定の位置に正確に取り付けるものとする。
- (5) 据え付け後の試運転調整を行う。試運転用の水は受注者が用意をするものとする。
送水先マンホールにおいて吐出確認を実施すること
- (6) 付帯工事及びその他必要な事項を行う。

2. 電気設備工事

- (1) ポンプより制御盤に至る動力及び制御ケーブルの配線、接続工事。ただし、ポンプより制御盤に至る配管工事は別途工事
- (2) 制御盤より電力量計器箱までの配線、配管及び接続工事
- (3) 電力計器箱より引込柱(引込点)までの配線、配管及び接続工事
- (4) 建柱工事を行う。引込柱は、コンクリート柱(8m-14-200)を使用する。
- (5) 圧力式水位計の据付並びに水位計から制御盤に至る制御ケーブルの配線及び接続工事を行う。
- (6) 接地棒の打込工事及び接地配線、配管工事を行なう
- (7) 電話線の引込みに関する全ての手続き、費用負担及び電話線引込工事は、受注者が行う。ただし、施設設置負担金は、発注者が負担する。
- (8) 電話線用の配管工事を行う
- (9) 露出部分の配管は溶融亜鉛めっき厚鋼電線管を使用する
- (10) 埋設部分の配管は難燃性 FEP 管を使用する
- (11) 接地用の配管は HIVE 管を使用する

(12) 今回布設する電線・ケーブル類はエコケーブルを使用する

(13) 制御盤の基礎工事を行う

(14) 本工事に絡む制御盤廻り等のアスファルト舗装は、別途、土木工事にて施工するため、工程調整を行うこと。

(15) 付帯工事及びその他必要な事項を行う

3. 配管工事

配管仕様および施工範囲

配管用ステンレス鋼管 SUS 304 80A - Sch 20S マンホール内 図面参照

配管用ステンレス鋼管 SUS 304 100A - Sch 20S 吐出管 図面参照

別途発注の圧送管と本工事吐出配管の取り合いは、マンホール内のヘッダー管フランジ渡しとし、位置、フランジ規格は、別途発注の土木工事の受注者と協議のうえ、請負者の責任施工する。

4. 交通整理員の配置

交通障害の発生するポンプ据付時等には、交通誘導員を配置し、安全に努めること。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第 8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複製又は複製したものを含む。第 9 において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第 9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第 6 の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第 10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第 11 乙は、条例第 44 条、第 45 条、第 47 条及び第 48 条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第 12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。